

令和2年度 県民だより発行業務契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり県民だより発行業務契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、県民だよりの発行業務に関し乙に依頼し、乙は、これを引き受けるものとする。

（業務）

第2条 乙は、甲が別に定める「県民だより発行業務要領」（以下「要領」という。）に基づき、善良なる管理者の注意をもって、業務を処理する。

（期間）

第3条 乙は、要領に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に県民だよりを発行するものとする。

（費用及び支払い方法）

第4条 甲は、乙に対し県民だより発行業務に必要な経費として、
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の経費は、次のとおり支払うものとする。

各号を発行するごとに、金 円
（うち消費税及び地方消費税額金 円）

3 乙は、配布終了の都度、第10条による報告書を甲が確認した後、甲の指示する方法により、前項に定める金額を甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の請求に基づき、請求の日から30日以内に乙に支払うものとする。

（権利の帰属）

第5条 本契約における成果品、本契約のため新たに撮影又は制作した写真・文書等のうち成果品に掲載したもの並びに県民だより発行業務要領第5（3）ア（オ）に定める記録写真及び同要領第5（3）ア（カ）に定める知事の肖像写真（以下、これらを総称して「本著作物」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に移転する。

（著作者人格権）

第6条 乙は、甲が本著作物を利用するに当たり、その利用態様に応じて本著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除したりすることを予め承諾する。ただし、甲は、これら改変であっても、本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

2 甲は、前項ただし書きの改変を行う場合は、事前に乙の承諾を得なければならない。

3 甲は、本著作物を利用するに当たって、著作者の表示をすることを要しない。

（保証）

第7条 乙は、甲に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害し

ないものであることを保証する。

(関係書類の保管)

第8条 乙は、甲の債務履行の確認を得るまで、業務の処理に関する書類を整理し、保管しなければならない。

(処理状況の調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも乙に業務の処理状況の報告若しくは関係書類の提出を求め、又は自らその状況を実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第10条 乙は、県民だよりを1回発行する都度、発行後土日祝日を除く10日以内に要領に定める様式による報告書を甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、第三者に対し、この業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときには、配布日の40日前までに予告して、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約及び要領に反する行為をしたとき。

(2) 乙が、この契約及び要領に定める業務を履行出来なくなったとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) この契約締結後の事情の変化により、県民だよりを発行する必要がなくなったとき。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合は、この契約を解除できる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲は、前2項の契約解除により生じた乙の損害に対して賠償の責任を負わないものとする。

(責任の免除)

第13条 県民だよりの発行業務にあたって乙に損害が生じても、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、甲は乙に対して賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償責任)

第14条 乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙が、県民だよりの発行業務に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 天災その他不可抗力による場合を除き、県民だよりの発行が不能となったため、甲に損害を与えたとき。
- (3) 発行された県民だよりに著しい欠陥があったため、甲に損害を与えたとき。
- (4) 第12条第1項第1号又は第2号又は第2項の定めにより、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約保証金の免除)

第15条 契約保証金は免除する。

(臨時号の発行)

第16条 南海トラフ地震等の大規模災害の発生等により、甲が臨時号の発行業務を乙に依頼することとなったときは、乙はこれを引き受けるものとする。

2 甲と乙は臨時号の発行方法等について、別途協議するものとする。

(個人情報保護)

第17条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第18条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を所轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第19条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝平太

(乙)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の事前報告

乙は、個人情報の取扱いを第三者に委託するときは、事前に甲に報告し、その同意を得なければならない。この場合、受託者に対する必要な監督を行わなければならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務目的以外に個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。